政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第六十九号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「、一人は令和四年三月三十一日まで、他の一人は」を「一人は、」に改める。

附　則

この政令は、令和四年三月三十一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「、参事官」を削り、「政策立案参事官」の下に「並びに人事院の事務総局に置かれていた参事官」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十一号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「三十年」を「十年」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十二号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表館林簡易裁判所の項中「館林市」を「太田市」に改め、同表静岡簡易裁判所の項中「静岡市葵区」を「静岡市」に改め、同表清水簡易裁判所の項中「静岡市清水区」を「静岡市」に改め、同表三島簡易裁判所の項中「三島市」を「沼津市」に改め、同表湯浅簡易裁判所の項中「和歌山県有田郡湯浅町」を「和歌山市」に改め、同表児島簡易裁判所の項中「倉敷市児島小川一丁目」を「岡山市」に改め、同表玉島簡易裁判所の項及び倉敷簡易裁判所の項中「倉敷市幸町」を「倉敷市」に改め、同表宗像簡易裁判所の項中「宗像市」を「福岡市」に改め、同表甘木簡易裁判所の項中「朝倉市」を「福岡市」に改め、同表うきは簡易裁判所の項中「うきは市」を「久留米市」に改め、同表御船簡易裁判所の項中「熊本県上益城郡御船町」を「熊本市」に改め、同表棚倉簡易裁判所の項中「福島県東白川郡棚倉町」を「白河市」に改め、同表田島簡易裁判所の項中「福島県南会津郡南会津町」を「会津若松市」に改め、同表長井簡易裁判所の項中「長井市」を「米沢市」に改め、同表本別簡易裁判所の項中「北海道中川郡本別町」を「帯広市」に改め、同表遠軽簡易裁判所の項中「北海道紋別郡遠軽町」を「北見市」に改め、同表標津簡易裁判所の項中「北海道標津郡標津町」を「釧路市」に改め、同表土庄簡易裁判所の項中「香川県小豆郡土庄町」を「高松市」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一